

# 明和町の都市計画

都市計画法では、都市計画を推進するために、市町村は住民の意見を反映させた都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を定めるものとしています。

都市計画マスタープランは、概ね20年後の町のあるべき姿を考え、その実現に向けての基本的な方針を定めるもので、明和町でも同法に基づき、平成8年3月に線引きによる土地利用の規制誘導を基本とした都市計画マスタープランを策定しました。しかし、その後の線引きによる都市計画決定断念等の経緯から内容を再検討し、現在の状況に適応したマスタープランの見直しが必要となっています。

線引き...市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）

## 明和町の都市計画の経緯

- S 47 明和都市計画区域に指定（松阪都市計画区域と分離）
  - H 6 明和町土地利用構想策定
  - H 8 **明和町都市計画マスタープラン策定**
  - H 9 「線引き」素案作成
  - H 9～10 「線引き」都市計画決定に向け住民説明会、公聴会等実施
  - H 10 **議会に対して「線引き」案の取り下げを報告（住民の十分な理解が得られていないとの判断）**
  - H 12 都市計画法改正：県マスタープラン策定の義務化、「線引き」選択性の導入
  - H 15 町都市計画審議会（「線引き」を行わない方針で確認）  
6地区で住民説明会実施（上記の方針を報告）  
県マスタープラン策定への最終報告
  - H 17 **県マスタープラン策定（明和町は「線引き」しない区域と確定）**
  - H 18～ **明和町都市計画マスタープランの見直し着手**
- 
- H 18年 11月 アンケート調査の実施「明和町の将来像について」ほか
  - H 19年 3月 都市計画マスタープラン〔全体構想編〕策定
  - H 19年 10月 アンケート調査の実施「土地利用の規制・誘導について」
  - H 19年 11月 パブリックコメントの実施
  - H 20年 3月 都市計画マスタープラン（原案）作成  
（全体構想編に規制誘導の方針編を加えた総集編）
- 
- H 20年 4月～9月 マスタープラン（原案）内容の再整理  
三重県都市計画マスタープラン等との整合
  - 11月～ 町政懇談会等の開催（予定）

## 各土地利用エリアのイメージ（案）

	エリア名	エリアの概要
商業地	商業拠点 エリア	今ある大規模商業施設を核とした、国道23号沿道の地域です。 町内・周辺市町からの来訪者を対象とした大規模集客施設、広域幹線道路の機能を活かし、中心商業地としての発展をめざします。
	沿道商業 エリア	県道鳥羽松阪線・町道明和中央線沿道の地域です。 日常生活レベルの買い物を対象とした商業施設や、小規模な事業所などの立地を優先します。
工業地	産業エリア	今ある工業団地を中心としながら、産業誘致をめざすエリアです。 新たな企業・産業の誘致や、住宅地に混在する工場の立替え時における移転の受け皿として、住宅・商業施設などの立地を抑制し、企業・工場が立地・操業しやすい環境を整えます。
住宅地	住宅促進 エリア	住宅地としての土地利用を最優先するエリアです。 周辺環境への影響が大きい工場・商業施設などの立地を抑制し、良好な居住環境を備えた住宅地の形成を図ります。
	住宅保全 エリア	今ある集落や住宅団地など、住宅がまとまって立地する地域です。 周辺に悪影響を与えるような建築物の立地制限や、住環境整備の維持・充実により、良好な住環境の保全を図ります。
農地・ 自然 地	田園環境 共生エリア	農地を中心として緑豊かな田園風景が広がる地域です。 商工業施設などの立地を抑制し、農地や田園風景の保全を図ります。
	丘陵環境 共生エリア	山林としての自然環境を保全するエリアです。 商工業施設などの立地を抑制し、自然環境や景観の保全を図ります。
	沿岸環境 共生エリア	海岸線及び保安林などの自然環境を保全するエリアです。 商工業施設などの立地を抑制し、海岸線・沿岸地域の保全を図ります。
	斎宮跡 史跡エリア	国史跡「斎宮跡」の指定区域です。 今ある住宅地の居住環境は保全しますが、原則として史跡の保護を最優先し、文化財保護法の規制を基本に建築物を抑制します。

